

令和5年第1回定例会

# 東京都後期高齢者医療広域連合議会会議録

令和5年1月26日

東京都後期高齢者医療広域連合議会

# 令和5年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

## 目 次

○出席議員	1
○欠席議員	1
○説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○議事日程	2
○会議に付した事件	3
○開会及び開議の宣告	4
○広域連合長のあいさつ	4
○諸般の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	5
○一般質問	5
斎藤竜一議員	5
田中美穂議員	9
○議案第1号の上程、説明、採決	12
○議案第2号及び議案第3号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	13
○議案第4号及び議案第5号の一括上程、説明、採決	17
○議案第6号～議案第8号の一括上程、説明、討論、採決	18
○議案第9号の上程、説明、採決	20
○議案第10号及び議案第11号の一括上程、説明、質疑、採決	21
○議案第12号の上程、説明、採決	24
○議員提出議案第1号の上程、採決	24
○閉会の宣告	24
○会議録署名	27
○議決結果	29

○議席表..... 3 1

令和5年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和5年1月26日 午後2時00分開議

出席議員（29名）

1番	池田 ともり	2番	木村 克一
3番	鵜飼 雅彦	4番	田中 としかね
5番	水島 道徳	6番	加藤 拓
7番	山本 香代子	9番	田島 けんじ
10番	湯本 良太郎	11番	斎藤 竜一
12番	大熊 昌巳	13番	島村 高彦
14番	志村 博司	15番	藤井 たかし
16番	工藤 哲也	17番	福本 光浩
18番	篠原 有加	19番	内藤 美貴子
20番	田中 美穂	21番	五十嵐 京子
22番	吉本 ゆうすけ	23番	鈴木 洋子
24番	清水 あづさ	25番	佐野 久美子
26番	高柳 貴美代	27番	武藤 政義
28番	しの 浩司	29番	中村 庄一郎
31番	坂上 長一		

欠席議員（2名）

8番	渡辺 裕一	30番	山寄 源重
----	-------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	山崎 孝明	副広域連合長	武井 雅昭
副広域連合長	大井 哲爾	総務部長	新井 樹夫
保険部長	佐藤 智恵	総務課長	西谷 淳
企画調整課長	大関 久美子	管理課長	白鳥 幹明
保険課長	中澤 功志	債権管理課長	大田 修一
会計管理者	原田 茂実	代表監査委員	清水 耕次

選挙管理委員会  
書記長 大 関 久美子

### 職務のため出席した者の職氏名

書記長 西 谷 淳 書記 岩 月 稔 将  
書記 秋 山 英 樹 書記 高 橋 朋 子  
書記 有 海 翔

### 議事日程

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第 1 号 令和 4 年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 4 議案第 2 号 令和 5 年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第 5 議案第 3 号 令和 5 年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 第 6 議案第 4 号 訴訟上の和解について
- 第 7 議案第 5 号 訴訟上の和解について
- 第 8 議案第 6 号 東京都後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例
- 第 9 議案第 7 号 東京都後期高齢者医療広域連合情報公開条例等の一部を改正する条例
- 第 10 議案第 8 号 東京都後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例
- 第 11 議案第 9 号 東京都後期高齢者医療広域連合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第 12 議案第 10 号 東京都後期高齢者医療広域連合運営会議条例
- 第 13 議案第 11 号 東京都後期高齢者医療広域連合附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 14 議案第 12 号 東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 第 15 議員提出議案第 1 号 東京都後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例

## 会議に付した事件

議事日程のとおり

午後2時00分 開会

○池田議長 ただいまから令和5年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は29名です。欠席の届出は、8番、渡辺議員、30番、山崎議員の2名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

また、議案説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、広域連合長以下関係職員の出席を求めましたので、ご報告をいたします。

初めに、広域連合長より発言の申出がございますので、許可をいたします。

山崎広域連合長。

○山崎広域連合長 広域連合長の山崎でございます。

第1回定例会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

団塊の世代が後期高齢者となり始めて2年目となり、少子高齢化がますます進展する中で、支え手となる生産年齢人口の減少は加速しています。国では、医療保険制度の持続可能性を確保し、将来世代に引き継いでいくため、全世代型社会保障構築会議や社会保障審議会等において様々な議論を進めているところであります。

高齢者の保険料負担の在り方をはじめ、出産育児一時金の大幅な増額とその財源を後期高齢者も負担していくなど、後期高齢者医療制度に大きな影響がある制度改革が今後見込まれています。こうした中で私ども広域連合は、国の動向を注視し、見直しが必要な制度には適切に対応しつつ、今後も後期高齢者の方が安心して医療を受けられる制度の適正な運営に努めてまいります。

本定例会におきましては、令和4年度補正予算案1件、令和5年度当初予算案2件、事件案2件、条例案7件を提出させていただいております。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○池田議長 次に、書記長より諸般の報告をいたします。

書記長。

○西谷書記長 それでは、本日議場配付いたしました文書等につきましてご報告をいたします。

1点目、東京都後期高齢者医療広域連合議会議席表。

2点目、令和5年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会議事日程（第1号）。

3点目、令和5年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会発言通告表。

4点目、令和4年11月及び12月分の例月出納検査の結果について、でございます。

この配付をもちまして内容の朗読は省略させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

報告は以上でございます。

○池田議長 次に、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定に基づき、9番、田島けんじ議員、25番、佐野久美子議員をご指名いたします。

これより、本日お手元に配付いたしました議事日程に従い、議事を進行いたします。

日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○池田議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

次に、日程第2、一般質問を行います。

発言の通告がございましたので、お手元に配付いたしました発言通告表に記載された順序に従い、自席にて発言をお願いいたします。

なお、円滑な進行を図るため、質問、答弁ともに簡明にさせていただくよう、ご協力をお願いいたします。

それでは、一般質問に入ります。

発言を許可いたします。

11番、斎藤竜一議員。

○斎藤議員 渋谷区の斎藤でございます。

令和5年第1回定例会に当たり、一般質問をいたします。

我が国では、本格的な少子高齢化、人口減少時代を迎えようとしており、それに対処するためにかじを切るべき重要な転換期にきています。国は昨年12月に全世代型社会保障構築会議報告書をまとめ、少子化、人口減少の流れを変えると同時に、今後も続く超高齢社会に備え、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するという目指すべき社会の将来方向性を示しました。特に2025年までに75歳以上の後期高齢者の割合が急激に高まるため、医療費が一層増加してまいります。そのため、負担能力に応じて全ての世代で増加する医療費を公平に支え合う仕組みを構築することが喫緊の課題であります。

広域連合では、昨年10月に導入された窓口2割負担の状況も踏まえ、こうした給付と負担のバランスを勘案した見直しに的確に対応していかなければなりません。今後も高齢者が安心して医療を受けられるよう、後期高齢者医療制度を安定的に運営していくことが強く求められており、適切な財政運営がさらに重要となっていると考えております。こうした基本認識に立って質問をいたします。

まず、令和5年度予算案について伺います。

今回、議案として予算案が提出されましたが、広域連合は新年度当初予算の編成に当たっては、ど



のような方針で取り組まれたのでしょうか。令和5年度予算案の特徴も伺います。

また、予算案では2つの基金が活用されておりますが、基金の目的、使途、年度末残高の推移について、一般会計の財政調整基金及び特別会計の後期高齢者医療特別会計調整基金のそれぞれについて伺います。

さらに、窓口2割負担導入の影響等、最近における医療給付費の動向を踏まえた上で、令和5年度における特別会計の医療給付費についてはどのように見込んだのでしょうか。併せて伺います。

次に、医療費適正化の取組について伺います。

後期高齢者医療制度の被保険者数は今後も増加していく見込みであり、その医療費の増加が見込まれることから、これまで以上に被保険者の健康保持増進及び医療費適正化に向けた積極的な取組が重要になると考えます。その中で特に2点伺います。

まず、データヘルズ計画における高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業のこれまでの取組及び効果についてお答えください。

次に、本日発送される医療費等通知事業の取組状況と期待される効果についても伺います。

次に、令和6・7年度財政運営期間における保険料率算定について伺います。

後期高齢者医療制度では財政運営期間を2年とし、2年に一度保険料率を改定しております。そのため、広域連合において令和5年度は令和6・7年度財政運営期間の保険料率算定を実施することになります。国がまとめた全世代型社会保障構築会議報告書では、保険料負担の在り方の見直しや出産育児一時金の大幅な増額などの課題が示されました。これに伴い、保険料賦課限度額の引上げや後期高齢者医療制度が産育児一時金に係る費用の一部を支援することになった場合の影響と、併せてこの見直しに対する広域連合のお考えを伺います。

また、令和6・7年度財政運営期間における窓口2割負担の影響及び特別会計調整基金の残高を踏まえた保険料率算定の現段階での見通しについて伺います。

以上、大きく3点につき答弁をお願いいたします。

○池田議長 それでは、答弁を求めます。

総務部長。

○新井総務部長 斎藤議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、令和5年度予算案についてのお尋ねです。

まず、予算編成方針についてです。

令和5年度予算編成に当たり、歳入については国・都の交付金の動向や制度改正の方向性を十分に注視し、確実な財源確保に努めること、歳出につきましては、医療給付費等を的確に推計し、全ての事務事業について徹底して無駄を省き、限られた財源を真に必要な施策に振り向けることといたしました。

次に、令和5年度予算案の特徴についてでございます。

まず、一般会計の規模としては、対前年度比25%増の78億3,474万2,000円を計上し、過去最大となっております。これは標準システム機器更改関連経費の増などにより、一般会計歳出総額の約9割を占める特別会計への事務費繰出金が増加したことによるものでございます。

次に、特別会計の規模としては、対前年度比4.7%増の1兆5,590億6,593万1,000円を計上し、過去最大となっております。これは被保険者数の増に伴う保険給付費の増、標準システム機器更改関連経費の増などによるものでございます。

次に、基金の目的、使途、年度末残高の推移についてのお尋ねです。

まず、一般会計の財政調整基金についてです。

財政調整基金は、年度間の財源の調整を図り、広域連合の財政の健全な運営に資することを目的として設置しております。財政調整基金の使途は、5年に一度のシステム機器更改経費など一時的に多額の経費を要する施策の経費や市区町村の負担金軽減費用などに充当しています。これにより、市区町村からの負担金の大幅な増加を抑制し、過度な負担が生じないようにしてございます。

財政調整基金の年度末残高の推移は、平成21年度末の7億円台から令和4年度末は30億円台の見込みとなっております。

将来推計としては、システム機器更改経費や市区町村の負担金軽減費用などへの充当を見込み、年度末時点の基金残高を20億円程度で推移させることで適正な規模を維持し、財政の健全な運営に資することが可能になると考えております。今後も市区町村からの負担金を軽減するとともに、基金残高の推移を見据えながら積極的に基金を活用してまいります。

○池田議長 保険部長。

○佐藤保険部長 特別会計調整基金についてお答えいたします。

特別会計調整基金は、市区町村から納付された保険料を医療給付費に要する費用等に充てるために積み立て、年度間の財政不足を調整し、円滑な運営を図るために設置したものでございます。

年度末の基金残高は、令和2年度は約178億円、令和3年度約281億円、令和4年度は約355億円となる見込みでございます。

特別会計調整基金は、医療給付費等の不足が見込まれるときの財源とするほか、保険料率算定の際に料率増加を抑制する調整財源等として活用する予定でございます。

次に、特別会計の医療給付費をどのように見込んだのかについてでございますが、最近における医療給付費の動向につきましては、令和2年から3年にかけて新型コロナウイルス感染症の拡大による受診控えが原因と考えられる医療給付費の減額が見られたものの、直近の10月診療分を見ると、ほぼ新型コロナウイルス感染症が拡大する前の令和元年度の水準に戻っております。

窓口2割負担導入に伴う受診控えによる医療給付費への影響も懸念されたところでございますが、

現時点では影響はなかったものと考えております。しかしながら、今年度から導入された新たな制度であり、今後の動向を注視してまいります。

令和5年度における特別会計の医療給付費の算定に当たっては、このような状況を踏まえつつ、一方では、国において新たに2割負担となった方に対する配慮措置の導入に伴う高額療養費の増加等の要因はあるものの、療養費の伸びが想定を下回っている状況を踏まえた結果、令和4・5年度の保険料率を設定する際に見込みました令和5年度の医療給付費とすることが適切であると判断し、予算書記載のとおり見込んだところでございます。

次に、医療費適正化の取組についての1点目、データヘルス計画における高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業についてでございますが、データヘルス計画は被保険者の健康の保持増進、医療費の適正化を目的に策定しており、その取組の一つとして高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を市区町村に委託し、実施しております。令和2年度は3団体、令和3年度17団体、令和4年12月末時点で23団体と実施市区町村を拡大して実施しております。

本事業により被保険者の身近な場である市区町村において、社会参加を含むフレイル対策を視野に入れた取組が実践されており、疾病予防・重症化予防が促進され、健康寿命の延伸、ひいては医療費の抑制につながるものと期待しております。

国は令和6年度までに全市区町村で展開する方針を示しています。引き続き市区町村や関係団体と連携しながら、被保険者の身近な場である地域で一体的に事業を実施する取組を推進・支援してまいります。

次に、2点目、医療費等通知事業の取組状況と期待される効果についてでございますが、医療費等通知事業につきましては、被保険者一人一人に健康と医療に対する認識を深め、生活習慣の改善や健康づくりの契機としていただくことで、増え続ける医療費の抑制が図られること、また、診療回数等の受診内容に誤りがないかを改めて確認していただくことで、医療機関等の誤請求や不正請求の発見につながることを期待されます。そのため、令和4年度から送付対象者を受診履歴のある全被保険者約156万人に拡充をしたところでございます。

今後も着実に事業の実施を継続していくとともに、被保険者に対する活用方法の周知に努めてまいります。

次に、令和6・7年度保険料率算定についての1点目、制度の見直しによる影響と見直しに対する広域連合の考え方についてでございますが、昨年12月15日に開催された社会保障審議会医療保険部会において、厚生労働省から示されていた医療保険制度改革について、それまでの議論の整理が行われたところでございます。

部会において、出産育児一時金の引上げに伴う費用の一部を後期高齢者医療制度が支援する仕組みや高齢者医療を全ての世代で公平に支え合う仕組みを検討する中で、現役世代の負担上昇を抑制する

ため、後期高齢者医療における高齢者の保険料負担割合を見直すことが課題の一つとして整理されたものと認識しております。このことにより、今後の保険料率算定時に一定の影響があるものと考えております。現時点でこれらの課題を踏まえた方向性など国からの正式な通知等はありませんが、今後の国の動向を注視しながら見極め、検討を進めてまいります。

最後に、保険料率算定の現段階での見通しについてでございますが、令和6・7年度財政運営期間における保険料率算定に当たっては、国から示される後期高齢者負担率等を基本とし、令和4年10月に導入された窓口2割負担の影響や新型コロナウイルス感染症の動向等による医療給付費の状況を見極めつつ、真に必要となる保険料率の検討を進めてまいります。また、その際に必要に応じて基金の活用も検討してまいります。

以上でございます。

○池田議長 斎藤議員。

○斎藤議員 丁寧なご答弁ありがとうございました。

最後に国の動向等を踏まえ、今後の後期高齢者の保険料率の算定をどのように進めていくのか、広域連合を率いる山崎広域連合長のお考えを伺い、私の質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○池田議長 山崎広域連合長。

○山崎広域連合長 斎藤議員の再質問にお答えいたします。

保険料率を適切に算定することは、後期高齢者医療制度を支える最も重要なものの一つであると認識しております。今後とも被保険者数や医療給付費の動向、さらには社会保障審議会や全世代型社会保障構築会議における検討状況も見極めてまいります。

私は、160万人を超える被保険者を抱え、予算額1兆5,000億を超える膨大な保険事業でありますこの東京都後期高齢者医療広域連合を代表する責任者として、市区町村をはじめ本定例会において審議をお願いしている東京都後期高齢者医療広域連合運営会議のご意見もしっかりいただきながら検討を進めてまいります。

○池田議長 続きまして、通告がございましたので、発言を許可いたします。

20番、田中美穂議員。

○田中（美）議員 通告に基づき、2つの項目について一般質問を行います。町田市議会議員の田中です。

1項目めは、後期高齢者医療における窓口負担変更についてです。

昨年10月から被保険者の一部窓口負担が1割から2割負担となりまして、前回の議会でその影響などについて伺いました。その後の状況についてお尋ねします。

11月の議会では確定した対象人数などのご答弁をいただき、約23%の人が対象となったということ

でした。その際、診療報酬の請求は12月以降だというご答弁でしたので、今の状況について改めて伺いたいと思います。

2項目めは、先ほどの議員と重なるところもありますが、ご容赦ください。厚労省の社会保障審議会医療保険部会の内容について伺います。

前回、医療保険部会で検討されていることについて伺ったところ、様々な議論が行われているという認識だということでした。その後、厚労省の公開されている資料など、また、報道でも12月、さらに議論の進んでいる面があると受け取っています。そこで、昨年12月15日に医療保険部会で話し合われた内容についてお答えください。

○池田議長 それでは、答弁を求めます。

保険部長。

○佐藤保険部長 田中議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の窓口負担変更についてでございますが、直近の10月診療分の医療給付費を見ますと、ほぼ新型コロナウイルス感染症が拡大する前の令和元年度の水準に戻っております。窓口2割負担導入に伴う受診控えによる医療給付費への影響が懸念されたところでございますが、現時点では影響はなかったものと考えております。

次に、昨年12月15日に開催された社会保障審議会医療保険部会の内容についてでございますが、厚生労働省から示された医療保険制度改革について議論の整理が行われたところでございます。出産育児一時金の引上げに伴う費用の一部を後期高齢者医療制度が支援する仕組みや高齢者医療を全ての世代で公平に支え合う仕組みなどについて議論され、現役世代の負担上昇を抑制するため、後期高齢者医療における高齢者の保険料負担割合を見直すことが課題の一つとして整理されたものと認識しております。

以上でございます。

○池田議長 田中議員。

○田中(美)議員 ご答弁いただきまして、ありがとうございます。再質問を行わせていただきます。

まず、窓口負担の変更については、心配されていた受診控えなどの傾向は見られなかったということでした。ただ、地域の後期高齢者の範囲の男性からお話を伺ったのですが、2割負担になったという方が周りに結構いる。病院に行って、薬局に行って薬をもらおうと支払いで5,000円札がなくなるのに面食らった。思ったより大変な負担だと感じているとお話がありました。必要な通院や薬については優先して支払わざるを得ない。さらに、定期的に通院するケースでは、この2割負担の影響というのが積み重なっていくと考えます。

2022年、昨年7月に三井住友信託銀行がまとめた高齢者の個人消費動向、物価上昇と年金の目減りが高齢世帯の家計を逼迫という報告書を読みましたが、その中に高齢世帯は現役世代と比べ、価格上

昇している食料や光熱費の消費支出全体に占める割合が高く、この間のコロナの影響が相対的にほかの世代に比べて大きいと分析をされております。高齢者を取り巻く状況をぜひ多角的に見ていただきたいと思います。

長期的に被保険者にどのような影響や家計への負担などが生じているのか経過を丁寧に把握し、負担軽減配慮措置の延長などの対応を考える必要があると考えますが、その点について伺います。

次に、医療保険部会について答弁をいただきました。負担割合の見直しが議題として整理されたということでした。今後、75歳以上の被保険者の方へどのような影響があると想定されているのか伺いたいと思います。

○池田議長 保険部長。

○佐藤保険部長 ご質問にお答えをいたします。

まず、長期的に被保険者にどのような影響や家計への負担などが生じているのか、負担軽減などの対応を考える必要があるかどうかという点についてでございます。

医療給付費という観点から見ますと、現時点では窓口2割負担導入に伴う影響はなかったものと考えておりますが、昨年導入された新たな制度でもございます。今後の動向をしっかりと注視してまいります。

また、国は2割負担の方に対する配慮措置を実施しております。また、令和5年4月からは均等割額の2割と5割軽減の限度額を引き上げる予定です。さらに、本広域連合では所得割額について独自の軽減策も実施しております。そのため、現時点でその他の軽減策については考えてございません。これらの軽減措置を含めて、市区町村と連携しながら丁寧な説明に努めてまいります。

次に、75歳以上の被保険者へどのような影響があると想定されているかという点についてでございますが、部会での議論が整理された後、現時点でそれらを踏まえた方向性など国からの正式な通知等はございませんが、整理された課題などから今後の保険料算定時に一定の影響があるものと考えてございます。

以上です。

○池田議長 田中議員。

○田中（美）議員 ご答弁ありがとうございました。最後の質問をさせていただきます。

窓口負担については再々質問はありませんけれども、先ほど今後の動向を注視していくという答弁もありました。今後の経過をぜひ丁寧に把握していただくことを強く求めたいと思います。

次に、医療保険部会についての再々質問を行わせていただきます。

先ほどの答弁では正式の通知はないということでしたけれども、議事録を読むと、段階的にどのような負担をしてもらうなど具体的な数字も示されていると読み取りました。医療保険部会のその発言の中では、現役世代の例えば健保組合の大変さや高齢者の分を負担していることに対して改善してほ

しいという意見も出されていましたが、ある委員からは、高齢者の負担というのは医療保険だけでなく介護保険の負担、生活費の負担も今後上昇する可能性が高いということで、高齢者の負担全体でどれくらい増えていくのかと、全体の負担増も今後しっかり検証しながら検討すべきで、取組をお願いしたいという意見もありました。本当にこの意見のとおりだと私は思いまして、この間、介護施設に入りたいけれども、空いているのは月二十数万の有料老人ホームでとても無理で、先が本当に不安だと地域の方からよくお話を伺います。

また、この部会の中でほかの委員からは、全世代型社会保障構築会議の提言について、これが高齢者の給付と現役世代の負担という残念ながら対立したような構造を作り上げていると言わざるを得ないという意見も出されてきました。この間、相談が私にあった80代の女性は、コロナの影響で子供の収入が減って生活費の援助が受けられなくなった。クレジットカードのリボ払いを回して何とかやっていたけれども、返済が間に合わなくなって、こんな年になってこんな苦勞をずっと思っていなかったと、今債務整理の手続を一緒にやっている状況です。現役世代も高齢者世代もいっぱいいっばいの状況の中で、互いのパイを奪い合うような対立を生み出すような施策でなく、これも同じ部会でほかの委員から要望が出ていましたが、国費での支援を増やすことなどを強く求めることが必要と考えます。

そこで最後に、保険者の多くが年金で暮らしており、さらに物価高騰の傾向も続いている暮らしに不安を抱える高齢者の実態があります。来年度は保険料見直しの年度であり、保険料の引上げを行うべきではないと考えますが、その点について見解を伺います。

○池田議長 保険部長。

○佐藤保険部長 ご質問にお答えをいたします。

保険料は、後期高齢者医療制度を支える重要な財源であると考えております。本広域連合といたしましては、被保険者の方に対して適切かつ必要な医療サービスを提供するという使命を果たすために、市区町村や関係機関の方から様々なご意見もいただきつつ、国の動向も注視し、見極めながら必要な保険料について検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○池田議長 以上をもちまして一般質問を終了いたします。

次に、日程第3、議案第1号 令和4年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大井副広域連合長。

○大井副広域連合長 議案集の1ページをお開き願います。

議案第1号 令和4年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2

号) についてご説明をいたします。

第1条第1項のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ61億5,571万8,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算額を1兆5,287億3,711万2,000円といたします。

補正額等の内容は、3ページ、4ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

今回の補正は、令和4年度上半期実績による決算見込みに基づく歳入歳出予算の補正を行うほか、所要の経費の計上を行うものであります。

以下、内容についてご説明をいたします。

まず、歳入においては、区市町村支出金、都支出金及び支払基金交付金をそれぞれ増額し、国庫支出金を減額いたします。

次に、歳出では、市区町村への補助金等今後の支出見込みに対する経費をそれぞれ計上いたしました。

以上、甚だ簡単ではありますが、説明といたします。何とぞご決定賜りますようお願いをいたします。  
○池田議長 議案第1号につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第1号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池田議長 賛成者全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第2号 令和5年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計予算及び日程第5、議案第3号 令和5年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算、以上の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大井副広域連合長。

○大井副広域連合長 ただいま一括議題となりました令和5年度当初予算案についてご説明をいたします。

今回の当初予算案は、現下の社会保障制度の状況を踏まえ、編成したものであります。

議案集の5ページをお開き願います。

まず、議案第2号 令和5年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてご説明いたします。

本案は、第1条第1項のとおり、令和5年度一般会計当初予算につきまして、歳入歳出予算の総額



をそれぞれ78億3,474万2,000円と定めるものであります。

次に、第2条におきまして、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を3,000万円と定めるものであります。

以下、内容についてご説明をいたします。

一般会計の款項の区分及び当該区分ごとの歳入歳出予算額は、7ページ及び8ページに記載の第1表のとおりであります。

以下、主な内容についてご説明をいたします。

まず、歳入におきまして、第1款分担金及び負担金は、市区町村の事務費負担金47億3,908万6,000円、第5款繰入金は、事務費を補填するため30億8,507万2,000円を計上いたしました。

歳出におきましては、第2款総務費は、人件費、広報経費等7億5,534万3,000円、第3款民生費は、特別会計職員の人件費、事業運営費、標準システムの機器改修などに充てるための特別会計への繰り出し70億6,424万9,000円を計上いたしました。

議案集の9ページをお開き願います。

次に、議案第3号 令和5年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてご説明をいたします。

本案は、第1条第1項のとおり、令和5年度後期高齢者医療特別会計当初予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1兆5,590億6,593万1,000円と定めるものであります。

次に、第2条におきまして、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を800億円と定めるものであります。

以下、主な内容についてご説明をいたします。

後期高齢者医療特別会計の款項の区分及び当該区分ごとの歳入歳出予算額は、11ページから13ページまでに記載の「第1表 歳入歳出予算」のとおりであります。

まず、歳入の主なものについてであります。第1款区市町村支出金は3,332億627万9,000円、第2款国庫支出金は4,113億5,472万6,000円、第3款都支出金は1,241億982万9,000円、現役世代からの支援金である第4款支払基金交付金は6,713億4,817万9,000円、第7款繰入金は165億6,624万9,000円を計上いたしました。

次に、歳出であります。第1款総務費は、保険給付に係る事務費や標準システムの機器改修経費等59億9,167万1,000円、第2款保険給付費は1兆5,372億7,079万6,000円、第4款保健事業費は、健康診査事業等75億4,143万1,000円、第5款基金積立金は60億6,698万8,000円を計上いたしました。

以上、甚だ簡単であります。説明といたします。何とぞご決定賜りますようお願いをいたします。  
○池田議長 これより質疑を行います。

議案第3号につきまして通告がございましたので、発言を許可いたします。

20番、田中美穂議員。

○田中（美）議員 通告に基づいて、議案第3号に対する質疑を行います。

特別会計予算の歳入について、まず、保険料収入についてどのように見込んでいるのか伺います。

次に、歳出について、基金積立金の増加率が2022年度予算の354.3%と高い状況になっておりますが、その理由について伺います。

○池田議長 それでは、答弁を求めます。

保険課長。

○中澤保険課長 それでは、田中議員のご質問にお答えいたします。

保険料収入についてでございます。令和5年度における保険料収入につきましては、令和4・5年度の保険料を設定する際に、被保険者数や医療給付費の伸び率及び収納率、また、国から示されました後期高齢者負担率などにに基づき算出したものを基礎に実績を踏まえまして、1,814億8,600万円余を計上しているところでございます。

○池田議長 管理課長。

○白鳥管理課長 特別会計調整基金積立金の増加率についてのご質問にお答えいたします。

令和4年度の当初予算におきましては、医療給付費に係る返納金を積立額として予算計上しておりました。しかしながら、令和5年度当初予算におきましては、医療給付費に係る返納金に加え、令和4年度上半期の被保険者の1人当たりの所得額が保険料率算定時の見込額を上回ったこと、また、医療給付費は保険料算定時の見込額とすることが適切としたことから、保険料収納額の増加を基金に積み立てることにしたため、基金積立額が増加したものでございます。

○池田議長 田中議員。

○田中（美）議員 それぞれご答弁いただきましたので、再質疑を行います。

まず、歳入についてなのですが、算出の根拠として計算しております被保険者が払う保険料の分布や傾向について、どのように算出をされているのか伺いたいと思います。

次に、歳出ですけれども、基金の積立ての増額の要因について答弁いただきました。この基金の今後の活用についてどのように考えておられるのか、その点、伺いたいと思います。

○池田議長 保険課長。

○中澤保険課長 それでは、ご質問にお答えいたします。

保険料賦課の基となる所得金額が100万円以下の方の割合が約74%、100万円を超え645万円以下の方の割合が約23%、おおむね賦課限度額となる645万円を超える方の割合が約3%となります。645万円以下の所得層が全体の約97%を占めているという状況でございます。こちらにつきましては、例年同様の傾向となっております。

本広域連合といたしましては、被保険者の方に対しまして、市区町村とも連携しながら保険料に関

する軽減措置や配慮措置などについて丁寧な説明を行い、後期高齢者医療制度全体の適切な運営に努めてまいりたいと考えてございます。

○池田議長 管理課長。

○白鳥管理課長 基金の今後の活用についてお答えいたします。

特別会計調整基金については、医療給付費等の不足が見込まれるときの財源とするほか、保険料率算定の際の調整財源として活用する予定でございます。

○池田議長 以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第2号及び議案第3号につきまして通告がございましたので、発言を許可いたします。

20番、田中美穂議員。

○田中（美）議員 通告に基づき、議案第2号、3号に対する反対討論を行います。

基金積立金について、今後の活用については先ほど確認をさせていただきましたが、保険料算定時の活用に期待をしますし、今議会に出されている議案第12号の軽減対象を広げる改正などについては評価をしているところです。一方、2022年度において保険料の引上げや軽減特例制度の廃止など被保険者への負担増が行われています。2023年度のこの本予算案についても引き続きの保険料の収入を基に予算が立てられています。

質疑では所得分の分布について答弁をいただきましたが、7割が100万円以下ということで、やはり低所得の方が多く占める後期高齢者医療広域連合において、被保険者を取り巻く物価高騰などの状況や実態に対して保険料の負担が重いということを理由に反対の討論といたします。

関連して、第2号議案の一般会計にも反対といたします。

○池田議長 続きまして、通告がございましたので、発言を許可いたします。

7番、山本香代子議員。

○山本議員 それでは、議案第2号 令和5年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計予算と議案第3号 令和5年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算につきまして、賛成の立場から討論を行います。

令和5年度特別会計予算では、被保険者数及び1人当たりの医療給付費の動向を見据え、保険給付費を前年度比4.4%の増となる約1兆5,373億円としており、適切に計上していると考えます。また、一般会計予算総額では、標準システム機器更改関連経費の増に伴い、事務費の特別会計の繰出金が増加し、前年度比25%増の約78億円となりましたが、各市区町村からの負担金を軽減するため財政調整基金を積極的に活用した結果、事務費負担金必要額を前年度比12.6%増に抑え、約47億円としたことも評価いたします。

令和5年度は、国の動向を踏まえながら次期保険料率の改定を行う期間となります。昨年10月から

導入された窓口2割負担制度を引き続き適切に運用し、後期高齢者の皆様が適切な医療を受けられるよう、市区町村と連携協力し、後期高齢者医療制度の運営を行うことを求めます。

以上を踏まえまして、賛成の討論といたします。よろしくお願ひいたします。

○池田議長 以上をもって討論を終結いたします。

これより、1件ずつ採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第2号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池田議長 賛成者多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第3号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池田議長 賛成者多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第6及び第7、議案第4号、同第5号 訴訟上の和解についての2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大井副広域連合長。

○大井副広域連合長 議案第4号及び議案第5号につきまして、一括してご説明をいたします。

議案集の15ページをお開き願います。

議案第4号 訴訟上の和解についてご説明をいたします。

本件は、歩行中の被保険者が加害者運転の自転車と衝突した事故によって受傷し、広域連合が保険医療機関に療養の給付に要する費用を支払ったため、高齢者の医療の確保に関する法律第58条の規定により加害者に対する被保険者の損害賠償請求権を代位取得したものです。その後、加害者が支払いに応じないため、令和3年第2回定例会の議決を経て、令和3年12月25日に訴訟の目的の価額を541万8,083円とする訴えを提起いたしました。

そして、令和4年12月14日、裁判所から過失割合を被害者35%、加害者65%とし、16ページ4の和解条項に記載のとおり、被告は広域連合に対し352万1,754円を支払うことなどを内容とする和解案が示されました。したがって、本日、訴訟上の和解をしたいと考えているものであります。

続きまして、議案集の19ページをお開き願います。

議案第5号 訴訟上の和解についてご説明をいたします。

本件につきましても、歩行中の被保険者が加害者運転の自動車と衝突した事故について、令和4年

第1回臨時会の議決を経て、令和4年8月10日に訴訟の目的の価額を309万7,314円とする訴えを提起いたしました。

そして、令和4年12月14日、裁判所から過失割合を被害者25%、加害者75%とし、20ページ4の和解条項に記載のとおり、被告らは広域連合に対し連帯して200万5,485円を支払うことなどを内容とする和解案が示されたことから訴訟上の和解をするものであります。

以上、甚だ簡単であります、説明といたします。何とぞご決定賜りますようお願いをいたします。  
○池田議長 議案第4号及び議案第5号につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより1件ずつ採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第4号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池田議長 賛成者全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第5号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池田議長 賛成者全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。(14:50 4番田中としかね議員退出)

次に、日程第8、議案第6号から日程第10、議案第8号までの3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大井副広域連合長。

○大井副広域連合長 ただいま一括議題となりました議案第6号から議案第8号までの3件について、一括してご説明をいたします。

今回の条例制定及び改正は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い個人情報保護法が改正され、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体が同一の法の規律により取り扱われることによるものであります。

議案集の23ページをお願いいたします。

まず、議案第6号 東京都後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例につきましてご説明いたします。

法改正により本広域連合も個人情報保護法が直接適用されることから、現行の個人情報保護条例を廃止し、新たに個人情報保護法の施行条例を制定するものであります。

なお、この条例は、開示請求に係る手数料など改正後の個人情報保護法において条例で定める必要

があるとされている事項について規定するものであります。

続きまして、25ページをお願いいたします。

議案第7号 東京都後期高齢者医療広域連合情報公開条例等の一部を改正する条例は、現行の個人情報保護条例を廃止し、個人情報保護法施行条例の制定に伴い、東京都後期高齢者医療広域連合情報公開条例、東京都後期高齢者医療広域連合議会等の聴聞等に出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例及び東京都後期高齢者医療広域連合債権管理条例の3つの条例における引用部分の改正を行うものであります。

27ページをお開き願います。

議案第8号 東京都後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例は、改正後の個人情報保護法におきまして、情報公開・個人情報保護審議会の役割や位置づけが一部変更となるため、改正を行うものであります。

なお、各議案の附則におきまして、令和5年4月1日から施行することとしております。

以上、甚だ簡単であります、説明といたします。何とぞご決定賜りますようお願いをいたします。

○池田議長 議案第6号から議案第8号につきまして、質疑の通告はございませんでしたので、これより討論を行います。

議案第6号から議案第8号につきまして通告がございましたので、発言を許可いたします。

20番、田中美穂議員。

○田中（美）議員 議案第6号、7号、8号に対する反対討論を行います。

先ほど今回の改正の背景や目的について説明がありました。今回、後期高齢者医療広域連合においても現行の条例を廃止し、個人情報保護法の施行条例を定めるためということでした。その中で、開示請求があった際の期間など広域連合独自で決められる部分について、これまでと変更がないようにされた点については評価をしております。

しかし、廃止される東京都後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例と比べると、議案第6号の東京都後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例は簡素なものにならざるを得ず、趣旨や用語などの説明は国の改定法によるとされています。

現行条例の第1条の目的には、個人情報の収集並びに保有個人情報の管理及び利用の適正を期するとともに、個人の自己に関する保有個人情報の開示・訂正等を求める権利を保障することにより、個人情報に係る個人の基本的な権利の擁護と信頼される広域行政の実現を図ることを目的と書いてあります。

一方、今回の議案の施行条例にある国の法律の目的では、個人情報について、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであること、その他の個人情報の有効性に配慮しつつ、個人の権利・利益を保護することを目的とする

となり、基本的人権という点から後退していると言わざるを得ません。

国の法改定に際しては、有識者や国会の審議の中で改定一元化の最大の目的が匿名加工情報の利活用にあること、匿名情報も他の情報を組み合わせることで本人のあずかり知らないところで判別される可能性があることなど、個人のプライバシー侵害、自治の侵害、民間の利益誘導などの懸念や問題が指摘されてきました。

また、議案第7号においては、改正理由に審議会は法制度を運用する立場になるため、個人情報の適正な取扱いを確保するために、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときに諮問するものとしており、類型的に審議会への諮問を要件とする条例を定めてはならないこととされているとあります。こうしたことから、審議会で諮問を要する場面が少なくなるのではないかと、この懸念も指摘をされております。

以上の課題があるというところから、関連する議案第6号、7号、8号への一括の反対討論といたします。

○池田議長 以上をもって討論を終結いたします。

これより1件ずつ採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第6号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池田議長 賛成者多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第7号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池田議長 賛成者多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第8号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池田議長 賛成者多数であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第11、議案第9号 東京都後期高齢者医療広域連合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大井副広域連合長。

○大井副広域連合長 議案集の31ページをお願いいたします。

議案第9号 東京都後期高齢者医療広域連合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、国において非常勤職員に対する国家公務員退職手当法の適用方針が変更されたことにより、フルタイムの会計年度任用職員につき、退職手当の支給対象要件である勤務日数の緩和を行うもの及び来年度から始まる高齢者部分休業を取得した期間は、退職手当算定から除算するものであります。

広域連合職員の勤務条件等は、設立時より特別区職員に準拠した運用となっており、今般、令和4年特別区人事委員会勧告に伴う特別区職員労働組合連合会との統一労使交渉の結果に伴い、改正を行うものであります。

施行日は公布の日とし、高齢者部分休業に係る部分は令和5年4月1日からといたします。

以上、甚だ簡単であります、説明といたします。何とぞご決定賜りますようお願いをいたします。

○池田議長 議案第9号につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第9号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池田議長 賛成者全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第12、議案第10号 東京都後期高齢者医療広域連合運営会議条例及び日程第13、議案第11号 東京都後期高齢者医療広域連合附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大井副広域連合長。

○大井副広域連合長 ただいま一括議題となりました議案第10号及び第11号につきまして、一括してご説明をいたします。

議案集の33ページをお願いいたします。

まず、議案第10号 東京都後期高齢者医療広域連合運営会議条例についてご説明をいたします。

本条例は、現行の後期高齢者医療懇談会を見直し、多様な意見を踏まえた制度運営等を行うため公募委員を新たに加えるとともに、広域連合長に必要な取組を提言する地方自治法上の附属機関として新たに運営会議を設置するものであります。

続きまして、37ページをお願いいたします。

議案第11号 東京都後期高齢者医療広域連合附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。



本条例は、運営会議の設置に伴い、運営会議委員の報酬の額を加えるものであります。

なお、各議案の附則におきまして、令和5年7月1日から施行することとしております。ただし、議案第10号の準備行為については、施行を公布の日としております。

以上、甚だ簡単であります。説明といたします。何とぞご決定賜りますようお願いをいたします。

○池田議長 これより質疑を行います。

議案第10号につきまして通告がございましたので、発言を許可いたします。

28番、しの浩司議員。

○しの議員 狛江市のしの浩司でございます。

前回の定例会での私の一般質問に対し、医療懇談会の在り方、役割を見直すと山崎広域連合長にご発言をいただきました。今回、より多様な意見を聞く場として医療懇談会を見直し、東京都後期高齢者医療広域連合運営会議の設置をご提案いただいたことに感謝を申し上げます。ついては、本条例について質問をさせていただきます。

まず、見直しのポイントについてお伺いをいたします。

○池田議長 管理課長。

○白鳥管理課長 しの議員の質問にお答えいたします。

まず、見直しのポイントとしては、所掌事務を整理し、広域連合が策定する計画に関する事、後期高齢者医療の保険料に関する事など明確に示したことが挙げられます。また、運営会議の委員に新たに公募委員を加えました。これらを含め最も大きな見直しとしては、本条例の制定により、これまでの懇談会から諮問機関である附属機関の役割を担うことで、広域連合の運営や方向性に関わる極めて重要な内容を審議し、提言する会議体としたこととさせていただきます。

○池田議長 しの議員。

○しの議員 ありがとうございます。附属機関にすることで、より重要な内容を審議し、提言する会議体に見直されたことが分かりました。また、今回の見直しで新たに公募委員を加えるとのことで、率直な意見を直接聞くことは非常に有意義であり、また、最大のポイントであると考えます。

そこで、公募委員について再質疑をいたします。

条例の施行期日を令和5年7月1日とされていますが、公募委員はどのような方を対象に募集するのか、また、公募委員の募集から選考、決定までのスケジュールについてお伺いをいたします。

○池田議長 管理課長。

○白鳥管理課長 ご質問にお答えいたします。

公募委員につきましては、東京都内に住所を有する18歳以上の方を対象に募集したいと考えてございます。

選考と募集スケジュールにつきましては、2月中を目途に要項等を策定し、3月に発行予定の東京

いきいき通信に募集に関する記事を掲載するとともに、ホームページでも周知いたします。募集期間は1か月程度とし、公募委員の選考は応募者から提出いただく小論文と面接等により行い、6月までには公募委員を決定したいと考えてございます。また、市区町村に対し、広報紙やホームページで周知していただくことも検討してございます。

○池田議長 しの議員。

○しの議員 公募委員の対象者、スケジュールについては承知をいたしました。多くの方に関心を持っていただき、多数の方から応募していただくことを期待したいと思いますので、周知についてはしっかりと進めていただくことをお願いいたします。

では、最後に附属機関となるこの運営会議にどのようなことを期待するのかお伺いいたします。

○池田議長 管理課長。

○白鳥管理課長 ご質問にお答えいたします。

運営会議には公募による委員が新たに加わるため、これまでよりも様々な立場にある委員の多様な視点からの意見を伺うことができると考えてございます。また、運営会議は必要な取組を実施するよう広域連合に提言することができます。広域連合の事業はもちろんのこと、今後進められる国の医療制度改革への対応などの取組の過程に多様な意見や価値観、発想をより反映させ、円滑な運営を図ることができると考えてございます。

○池田議長 しの議員。

○しの議員 来年度は国の医療制度改革を踏まえた次期保険料率の算定、また、データヘルス計画策定のとても重要な年度になります。今答弁いただきましたが、公募委員の方も含め、運営会議での多様な意見を反映させ、東京都の状況に合った保険料率の算定、また、計画策定を期待いたします。

結びに、将来を展望し、円滑な運営のために運営会議を設置された山崎広域連合長の手腕を高く評価させていただき、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○池田議長 以上をもって質疑を終結いたします。

これより1件ずつ採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第10号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池田議長 賛成者全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第11号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池田議長 賛成者全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第14、議案第12号 東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大井副広域連合長。

○大井副広域連合長 議案集の39ページをお開き願います。

議案第12号 東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

本案は、低所得者に係る保険料均等割額軽減について、関係する法令の改正に伴い規定の整備を行うものでございます。

以上、甚だ簡単であります、説明といたします。何とぞご決定賜りますようお願いをいたします。

○池田議長 議案第12号につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第12号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池田議長 賛成者全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第15、議員提出議案第1号 東京都後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例を議題といたします。

お諮りいたします。

本議案につきましては議員31人全員からの提出議案でありますので、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○池田議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

お諮りいたします。

議員提出議案第1号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○池田議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和5年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後3時08分 閉会

議 長 池 田 ともり

署 名 議 員 田 島 けんじ

署 名 議 員 佐 野 久美子

令和5年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会における議決結果等一覧

1 広域連合長提出議案

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第1号	令和4年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	1月26日	原案可決
議案第2号	令和5年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計予算	1月26日	原案可決
議案第3号	令和5年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	1月26日	原案可決
議案第4号	訴訟上の和解について	1月26日	原案可決
議案第5号	訴訟上の和解について	1月26日	原案可決
議案第6号	東京都後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例	1月26日	原案可決
議案第7号	東京都後期高齢者医療広域連合情報公開条例等の一部を改正する条例	1月26日	原案可決
議案第8号	東京都後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例	1月26日	原案可決
議案第9号	東京都後期高齢者医療広域連合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	1月26日	原案可決
議案第10号	東京都後期高齢者医療広域連合運営会議条例	1月26日	原案可決
議案第11号	東京都後期高齢者医療広域連合附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	1月26日	原案可決
議案第12号	東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	1月26日	原案可決

## 2 議員提出議案

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果
議員提出議案 第 1 号	東京都後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護 条例	1月26日	原案可決

## 東京都後期高齢者医療広域連合議会 議席表

議席番号	所属議会	氏名
1	千代田区議会	池田 ともりの
2	中央区議会	木村 克一
3	港区議会	鵜飼 雅彦
4	文京区議会	田中 としかね
5	台東区議会	水島 道徳
6	墨田区議会	加藤 拓
7	江東区議会	山本 香代子
8	品川区議会	渡辺 裕一
9	目黒区議会	田島 けんじ
10	大田区議会	湯本 良太郎
11	渋谷区議会	斎藤 竜一
12	杉並区議会	大熊 昌巳
13	豊島区議会	島村 高彦
14	荒川区議会	志村 博司
15	練馬区議会	藤井 たかし
16	足立区議会	工藤 哲也
17	江戸川区議会	福本 光浩
18	昭島市議会	篠原 有加
19	調布市議会	内藤 美貴子
20	町田市議会	田中 美穂
21	小金井市議会	五十嵐 京子
22	小平市議会	吉本 ゆうすけ
23	日野市議会	鈴木 洋子
24	東村山市議会	清水 あづさ
25	国分寺市議会	佐野 久美子
26	国立市議会	高柳 貴美代
27	福生市議会	武藤 政義
28	狛江市議会	しの 浩司
29	東大和市議会	中村 庄一郎
30	檜原村議会	山寄 源重
31	大島町議会	坂上 長一